

人事委員会年報

(令和3年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営

- 1 人事委員会の開催状況..... 1
- 2 人事委員会規則の制定・改廃..... 6
- 3 条例案に対する意見..... 7
- 4 人事委員会主要行事..... 8

第2 任用関係業務

- 1 職員の採用..... 9
 - (1) 職員採用試験等の実施状況..... 9
 - (2) 主な採用試験日程及び試験会場.....13
 - (3) 受験資格等.....14
 - (4) 採用選考の状況.....15
 - (5) 広報活動等.....15
 - (6) 採用試験における危機管理.....16
- 2 職員の昇任.....17

第3 給与関係業務

- 1 職員給与の実態.....19
 - (1) 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比.....19
 - (2) 職員の平均給与月額.....19
- 2 職種別民間給与実態調査.....20
 - (1) 調査の目的及び調査対象事業所等.....20
 - (2) 職員給与と民間給与との比較.....20
- 3 職員の給与に関する報告及び勧告.....22
 - (1) 職員の給与に関する報告.....22
 - (2) 勧告（内容抜粋）.....23
 - (3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告.....24
- 4 職員の給与制度改定の動き.....30

第4 審査関係業務

- 1 公平審査.....31
 - (1) 不利益処分に関する審査請求.....31
 - (2) 勤務条件に関する措置の要求.....31
- 2 職員からの苦情相談.....31
- 3 職員団体等.....32
 - (1) 職員団体の登録.....32
 - (2) 管理職員等の範囲の指定.....33
- 4 労働基準監督機関としての職権行使.....38

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

令和3年度の人事委員会は27回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	3. 4. 14 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度全国人事委員会連合会役員会の議案に係る同意について 2 令和3年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の実施計画について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 令和3年職種別民間給与実態調査について 3 令和2年度職員による苦情相談の概要について 4 令和3年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	3. 4. 27 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 十六都道府県人事委員会協議会の一般議題に係る同意について 2 「社会福祉」職の採用選考基準について 3 「情報」職の採用選考基準について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度第1回広島県警察官等採用試験の申込者数について 2 組合要請について
第3回	3. 5. 21 (金)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度人事委員会開催日程（案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度第1回広島県警察官採用試験第1次試験合格者について 2 令和3年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 3 令和3年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の試験区分及び採用予定人員等について 4 令和3年度広島県職員採用試験（短大卒業程度〔総合土木〕）の採用予定人員等について 5 職員採用試験の面接評定票の見直しについて 6 裁決取消請求事件の判決確定について（不起立事案（小中学校））
第4回	3. 6. 11 (金)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職の新設に伴う人事委員会規則・指令の一部改正について 2 県の課長相当職以上への昇任選考について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度広島県職員採用試験の申込者数について（大卒程度・第1回社会人・短大卒業程度・警察少年育成官）
第5回	3. 6. 28 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 条例案に係る意見について 3 知事部局に長時間勤務の是正に向けた取組の推進等を求めることについて <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第129回全国人事委員会連合会総会の議案に係る同意について 2 令和3年度人事委員会開催日程（案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議について 2 令和3年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）・（第1回社会人経験者）・（短大卒業程度〔総合土木〕）・（警察少年育成官）の受験状況について 3 令和3年度第1回広島県警察官採用試験第2次試験合格者について 4 令和3年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 5 令和3年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 6 令和3年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の試験区分及び採用予定人員等について 7 令和3年度第2回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について 8 知事部局における令和2年度の時間外勤務上限規制の特例適用状況等について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第6回	3. 7. 9 (金)	〔付議事項〕 1 人事委員会指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程(案) 2 押印を義務付けている様式等の見直しについて 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者について 2 令和3年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)第1次試験合格者について 3 令和3年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)第1次試験合格者について 4 令和3年度広島県職員(警察少年育成官)採用試験第1次試験合格者について
第7回	3. 7. 28 (水)	〔付議事項〕 1 一般職の任期付職員の採用について(一般任期付職員) 2 令和3年度第1回広島県警察官採用試験の最終合格者決定について 3 人事委員会規則等の一部改正について 〔報告事項〕 1 第129回全国人事委員会連合会総会(書面開催)の議決結果について 2 令和3年度広島県職員採用試験(大学卒業程度・行政[一般事務B])の第2次試験合格者について 3 令和3年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第8回	3. 8. 6 (金)	〔付議事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について 2 令和3年度広島県職員採用試験(短大卒業程度[総合土木])の最終合格者の決定について 3 令和3年度広島県職員(警察少年育成官)採用試験の最終合格者の決定について 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)第2次試験合格者について
第9回	3. 8. 18 (水)	〔付議事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)・行政(一般事務B)の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程(案) 2 人事委員会勧告に向けた検討課題(給与関係) 3 人事委員会勧告作業日程 〔報告事項〕 1 職員団体からの要請について 2 組合要請について
第10回	3. 8. 25 (水)	〔付議事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)の最終合格者の決定について 2 人事委員会規則の一部改正について 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の採用予定人員等について
第11回	3. 9. 1 (水)	〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程(案) 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
第12回	3. 9. 13 (月)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の申込者数について 2 令和3年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の申込者数について 3 令和3年度第2回広島県警察官採用試験の申込者数について 4 職員団体との意見交換について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第13回	3. 9. 21 (火)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 職員団体との意見交換について
第14回	3. 9. 30 (木)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の申込者数について 2 令和3年度第2回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 3 職員団体との意見交換について
第15回	3. 10. 8 (金)	〔協議事項〕 1 勧告日程等について(案) 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の第1次試験合格者について 2 令和3年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の第1次試験合格者について 3 令和3年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験(身体障害者・精神障害者)の申込者数について 4 職員団体との意見交換等について
第16回	3. 10. 21 (木)	〔付議事項〕 1 警察本部の昇任選考について 〔報告事項〕 1 令和3年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 2 令和3年度広島県職員採用選考試験(情報・社会人)第1次試験における出題誤りについて
第17回	3. 11. 2 (火)	〔付議事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の最終合格者の決定について 2 令和3年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の最終合格者の決定について 3 令和3年度広島県職員採用試験(心理・農業・畜産)の実施計画について 4 令和3年度広島県一般職任期付職員採用試験の実施計画について 〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の第1次試験合格者について 2 令和3年各都道府県の給与勧告等の状況
第18回	3. 11. 18 (木)	〔付議事項〕 1 令和3年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 2 県立病院職員(公認心理師)の採用方法等について 〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の第2次試験合格者について 2 令和3年度障害のある人を対象とした職員採用選考試験(身体障害者・精神障害者)の第1次試験合格者について
第19回	3. 12. 2 (木)	〔付議事項〕 1 令和3年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験(身体障害者・精神障害者)の最終合格者の決定について 2 令和3年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の最終合格者の決定について 3 時間外勤務の上限規制に係る限度時間の特例規定の適切な運用を求める指導等について 〔報告事項〕 1 令和3年度一般任期付職員採用試験の申込状況について 2 時間外勤務の限度時間の特例規定の適用に係る任命権者からの報告について
第20回	3. 12. 10 (金)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について 2 病院事業局の昇任選考について 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験(心理・農業・畜産一般)の申込状況について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 21 回	3. 1 2. 2 2 (水)	〔付議事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験（衛生（薬学））の実施計画について 2 令和3年度広島県一般職任期付職員採用試験（総合土木）の実施計画について 3 令和3年度広島県一般職任期付職員採用試験（行政（一般事務））の最終合格者の決定について 4 人事委員会規則・指令の一部改正等について 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験（心理・農業・畜産一般）の第1次試験合格者について
第 22 回	4. 1. 1 4 (金)	〔付議事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験（心理・農業・畜産一般）の最終合格者の決定について 2 職員の配偶者同行休業に関する運用方針（指令）の一部改正について 〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県一般職任期付職員採用試験（総合土木）の申込状況について
第 23 回	4. 2. 2 (水)	〔付議事項〕 1 令和3年度広島県一般職任期付職員採用試験（総合土木）の最終合格者の決定について 2 主任級（2級）採用の導入について 〔協議事項〕 1 令和4年度採用試験制度の見直しについて 〔報告事項〕 1 令和3年度広島県職員採用試験（衛生（薬学））の第一次試験合格者について
第 24 回	4. 2. 1 6 (水)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について 2 令和3年度広島県職員採用試験（衛生（薬学））の最終合格者の決定について 3 人事委員会規則・指令の一部改正について 4 令和4年度広島県職員採用試験実施計画について 〔協議事項〕 1 令和3年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 職員団体からの春闘要求について
第 25 回	4. 2. 2 5 (金)	〔付議事項〕 1 警察本部の採用選考について 2 警察本部の昇任選考について 〔報告事項〕 1 令和4年2月全国人事委員会連合会役員会について 2 令和4年度第1回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について 3 職員団体からの要請について
第 26 回	4. 3. 1 4 (月)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 職員の採用選考等について 3 県の課長相当職以上への昇任選考について 4 一般職の任期付職員の採用について（特定任期付職員・一般任期付職員） 5 人事委員会規則・指令の一部改正について 6 広島県職員証に関する訓令の一部改正について
第 27 回	4. 3. 2 5 (金)	〔付議事項〕 1 一般職の任期付職員の採用日の変更について 2 令和4年度組織改正に伴う給与関係指令の一部改正について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） 5 知事部局に長時間勤務の是正に向けた取組の更なる推進を求めることについて 〔協議事項〕 1 令和4年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 知事部局における令和3年度1月までの長時間勤務の状況について（速報）

付議事項	59件
協議事項	21件
報告事項	61件
合計	141件

2 人事委員会規則の制定・改廃

令和3年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年月日	規則名	概要
令3.4.1 公布・施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先名称の変更に伴う所要の改正
令3.4.15 公布・施行	広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和3年度組織の改正に伴う所要の改正
令3.6.16 公布・施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症対策に係る職の設置に伴う所要の改正
令3.6.16 公布・施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症対策に係る職の設置に伴う所要の改正
令3.6.16 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症対策に係る職の設置に伴う所要の改正
令3.7.1 公布・施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先削除に伴う所要の改正
令3.7.30公布 令3.8.1施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	押印廃止に伴う所要の改正
令3.8.26 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	押印廃止に伴う所要の改正
令3.12.23公布 令4.1.1施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	家族看護等休暇及び不妊治療休暇の要件の拡大等に係る所要の改正
令3.12.27 公布・施行	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則	条例一部改正による条項の移動に伴う字句の整理
令4.2.24公布 令4.3.15施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	警察職員の特殊勤務手当に関する所要の改正
令4.3.24公布 令4.4.1施行	任用に関する規則の一部を改正する規則	職員採用試験における追加合格に係る関係規定の整備
令4.3.24公布 令4.4.1施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員の派遣先団体追加に伴う所要の改正
令4.3.24公布 令4.4.1施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	令和4年度組織改正に伴う所要の改正
令4.3.24公布 令4.4.1施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年度組織改正に伴う所要の改正
令4.3.28公布 令4.4.1施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員に係る両立支援を目的とした休暇・休業制度の拡充に伴う所要の改正
令4.3.28公布 令4.4.1施行	短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員に係る両立支援を目的とした休暇・休業制度の拡充に伴う所要の改正
令4.3.31公布 令4.4.1施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（県分）	組織の改編及び職の改廃等に伴う所要の改正
令4.3.31公布 令4.4.1施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
令4.3.31公布 令4.4.1施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公の施設の改廃及び職の改廃に係る所要の改正
令4.3.31 公布・施行	豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編及び職の改廃に係る所要の改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、令和3年度に意見を求められた条例案4件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
令和3年 6月28日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
令和3年 12月10日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正		
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正		
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例案	公務を取り巻く情勢の変化に鑑み、公務遂行中の過失による交通事故以外の事故に、失職の特例の範囲を拡充することについては適当と考えます。なお、その適用に当たっては、地方公務員法の規定の趣旨に照らして極めて厳正な運用が求められるものと考えます。
令和4年 2月16日	職員のサービスの宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
令和3年 4月	4.14 第1回人事委員会 4.27 第2回人事委員会	4.22 全国人事委員会連合会役員会 (書面開催)	
5月	5.21 第3回人事委員会	5.7 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・事務局長会議 (書面開催) 5.28 中国地方人事委員会協議会 委員全会議(Web開催)	
6月	6.11 第4回人事委員会 6.28 第5回人事委員会	6.23 全国人事委員会連合会総会 (書面開催)	
7月	7.9 第6回人事委員会 7.28 第7回人事委員会	7.8 公平審査事務研修会 (Web開催)	7.13~8.3 大卒程度2次試験
8月	8.6 第8回人事委員会 8.18 第9回人事委員会 8.25 第10回人事委員会	全国人事委員会連合会役員会 (中止)	8.10~12 大卒程度3次試験 (行政一般事務B)
9月	9.1 第11回人事委員会 9.13 第12回人事委員会 9.21 第13回人事委員会 9.30 第14回人事委員会		
10月	10.8 第15回人事委員会 10.21 第16回人事委員会		10.8 人事委員会勧告
11月	11.2 第17回人事委員会 11.18 第18回人事委員会		
12月	12.2 第19回人事委員会 12.10 第20回人事委員会 12.22 第21回人事委員会		
令和4年 1月	1.14 第22回人事委員会		
2月	2.2 第23回人事委員会 2.16 第24回人事委員会 2.25 第25回人事委員会	2.18 全国人事委員会連合会役員会 (書面開催)	
3月	3.14 第26回人事委員会 3.25 第27回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 27回 ●人事委員会協議会関係 7回
●口頭審理 0回

任 用 關 係 業 務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

令和3年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 令和3年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	令和3年度				令和2年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント	
									(人)	増減率	(人)	増減率	(人)	増減率(%)		
競 争 試 験	大学卒業 程 度	900	690	192	3.6	884	677	193	3.5	16	1.8	13	1.9	△ 1	△ 0.5	0.1
	うち行政	350	276	92	3.9	370	262	94	4.0	△ 20	△ 5.4	14	5.3	△ 2	△ 2.1	
	第1回社会人	728	559	142	3.9	689	521	131	4.0	39	5.7	38	7.3	11	8.4	△ 0.0
	うち行政	297	239	73	3.9	302	208	74	4.0	△ 5	△ 1.7	31	14.9	△ 1	△ 1.3	
	第1回社会人	319	242	18	13.4	263	196	18	10.9	56	21.3	46	23.5	0	0.0	2.6
	うち行政	108	83	8	13.4	84	65	7	14.2	24	28.6	18	27.7	1	14.3	
	第2回社会人	289	220	12	18.3	231	170	12	14.2	58	25.1	50	29.4	0	0.0	4.2
	うち行政	100	76	6	18.3	76	60	6	14.2	24	31.6	16	26.7	0	0.0	
	第2回社会人	301	199	25	8.0	372	243	27	9.0	△ 71	△ 19.1	△ 44	△ 18.1	△ 2	△ 7.4	△ 1.0
	うち行政	102	71	8	10.8	106	71	7	9.9	△ 4	△ 3.8	0	0.0	1	14.3	
	短大卒業 程 度	268	173	16	10.8	353	228	23	9.9	△ 85	△ 24.1	△ 55	△ 24.1	△ 7	△ 30.4	0.9
	うち行政	100	69	7	10.8	105	70	7	9.9	△ 5	△ 4.8	△ 1	△ 1.4	0	0.0	
	高校卒業 程 度	39	29	3	9.7	2	2	2	1.0	37	1,850.0	27	1,350.0	1	50.0	8.7
	うち行政	23	18	1	9.7	1	1	1	1.0	22	2,200.0	17	1,700.0	0	0.0	
	警察少年育成官	247	180	42	4.3	278	187	31	6.0	△ 31	△ 11.2	△ 7	△ 3.7	11	35.5	△ 1.7
	うち行政	139	104	27	5.2	142	105	22	7.0	△ 3	△ 2.1	△ 1	△ 1.0	5	22.7	
	追加公募等	229	165	32	5.2	256	176	25	7.0	△ 27	△ 10.5	△ 11	△ 6.2	7	28.0	△ 1.9
	任期付職員	137	102	25	5.2	138	103	20	7.0	△ 1	△ 0.7	△ 1	△ 1.0	5	25.0	
	小計	5	4	1	4.0	12	8	3	2.7	△ 7	△ 58.3	△ 4	△ 50.0	△ 2	△ 66.7	1.3
	うち行政	3	2	1	4.0	8	5	2	2.7	△ 5	△ 62.5	△ 3	△ 60.0	△ 1	△ 50.0	
任期付職員	67	49	10	4.9	179	130	36	3.6	△ 112	△ 62.6	△ 81	△ 62.3	△ 26	△ 72.2	1.3	
うち行政	18	6	6	4.9	35	27	13	3.6	△ 17	△ 48.6	△ 21	△ 77.8	△ 7	△ 53.9		
任期付職員	100	82	44	1.9					100	皆増	82	皆増	44	皆増	皆増	
うち行政	56	46	26	2.0					56	皆増	46	皆増	26	皆増	皆増	
小計	89	75	38	2.0					89	皆増	75	皆増	38	皆増	皆増	
うち行政	54	44	25	2.0					54	皆増	44	皆増	25	皆増	皆増	
小計	1,978	1,475	335	4.4	1,990	1,443	310	4.7	△ 12	△ 0.6	32	2.2	25	8.1	△ 0.3	
うち行政	799	606	169	5.0	746	536	146	5.7	53	7.1	70	13.1	23	15.8		
第1回警察官 (男性)	1,603	1,192	240	5.0	1,529	1,095	191	5.7	74	4.8	97	8.9	49	25.7	△ 0.8	
第2回警察官 (男性)	688	530	136	5.2	621	441	107	3.7	67	10.8	89	20.2	29	27.1		
第1回警察官 (女性)	873	629	121	5.2	778	520	140	3.7	95	12.2	109	21.0	△ 19	△ 13.6	1.5	
第2回警察官 (女性)	602	358	47	7.6	652	342	78	4.4	△ 50	△ 7.7	16	4.7	△ 31	△ 39.7	3.2	
第1回警察官 (女性)	306	186	27	6.9	277	167	17	9.8	29	10.5	19	11.4	10	58.8	△ 2.9	
第2回警察官 (女性)	306	186	27	7.9	277	167	17	10.2	29	10.5	19	11.4	10	58.8	△ 2.2	
競争試験計	233	127	16	7.9	255	122	12	10.2	△ 22	△ 8.6	5	4.1	4	33.3	△ 2.2	
競争試験計	233	127	16	7.9	255	122	12	10.2	△ 22	△ 8.6	5	4.1	4	33.3		
競争試験計	3,992	2,775	546	5.1	3,952	2,594	557	4.7	40	1.0	181	7.0	△ 11	△ 2.0	0.4	
競争試験計	1,338	919	212	5.1	1,278	825	175	4.7	60	4.7	94	11.4	37	21.1		
選 考 試 験	障害のある人を対象とした試験(身体・精神)	53	36	5	7.2	60	46	5	9.2	△ 7	△ 11.7	△ 10	△ 21.7	0	0.0	△ 2.0
	情報(知事) R3は2回実施 (大学卒業程度、 社会人経験者)	32	25	4	6.3	33	24	4	6.0	△ 1	△ 3.0	1	0.0	0	0.0	0.3
	職業訓練指導員	16	16	4	4.0	5	5	2	2.5	11	220.0	20	400.0	2	100.0	1.5
	文書館研究員					10	10	1	10.0	△ 10	皆減	△ 10	皆減	△ 1	皆減	皆減
	警察官 (術科指導員)	5	4	4	1.0	4	4	4	1.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	警察官 (航空機操縦士)	22	20	1	20.0	12	10	1	10.0	10	83.3	10	100.0	0	0.0	10.0
選考試験計	128	101	18	5.6	124	99	17	5.8	4	3.2	2	2.0	1	5.9	△ 0.2	
合計 (競争試験+選考試験)	4,120	2,876	564	5.1	4,076	2,693	574	4.7	44	1.1	183	6.8	△ 10	△ 1.7	0.4	
そ の 他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		26	26	1.0		44	33	1.3			△ 18	△ 40.9	△ 7	△ 21.2	△ 0.3
	教育委員会(行政職)		20	20	1.0		17	14	1.2			3	17.7	6	42.9	△ 0.2
	警察本部(警察官等)		40	40	1.0		53	44	1.2			△ 13	△ 24.5	△ 4	△ 9.1	△ 0.2
	計		86	86	1.0		114	91	1.3			△ 28	△ 24.6	△ 5	△ 5.5	△ 0.3

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数

第2表 主な令和3年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(令和4年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験											第2(3)次試験											採用者数 人
				受験者数(B)					合格者数(C)					受験者数					最終合格者数(D)					最終競争 倍率 (B/D)		
				院	大	短	高	計	(B/A)	院	大	短	高	計	(C/B)	院	大	短	高	計	(D/B)	院	大		短	
大 学 政 府	一般事務A	53	537	21	383	2	8	414	77.1	11	172		4	187	45.2	163	5	93		98	23.7				4.2	62
	一般事務B	18	199	7	147	2	3	159		3	73		1	77		67	1	43		44					25	
	小中学校事務	13	109	2	69		5	76	69.7	2	52		4	58	76.3	40	1	18		20	26.3				15	
	警察事務	9	54	1	39		2	41	85.7	1	12		2	13	72.2	13	1	12		13	72.2				13	
	小計	93	728	25	515	3	16	559	76.8	14	259		8	281	50.3	239	7	134		142	25.4				100	
	卒 業 程 度	心 理	3	12	2	6		8	66.7	1	1		2	2	25.0	2	1	1		2	25.0				4.0	1
	衛生(薬学)	1	10	1	5		6		83.3	1	3		4	4	80.0	4	1	1		2	40.0				2.5	1
	農 業	5	4	1	2		3		74.4	5	5		10	10	34.5	10	3	3		6	20.7				4.8	4
	林 業	2	39	11	18		29		100.0	2	2		2	2	77.8	6	1	2		3	33.3				3.0	3
	畜産一般	2	19	3	8		11		85.7	1	4		5	5	83.3	5	2	2		2	33.3				3.0	1
水 産	4	9	2	7		9		90.5	2	2		2	2	68.4	12	1	5		6	31.6				3.2	6	
工 業(機械)	3	2		2		2		40.0	1	1		2	2	100.0	1	1			1	50.0				2.0	2	
工 業(電気)	4	7	1	5		6		100.0	1	5		1	7	77.8	5	3			3	33.3				3.0	2	
工 業(材料工学)	1	1		1		1		100.0	2			2	2	66.7	2	1			1	33.3				3.0	1	
総 合 土 木	15	3	3			3		70.6	5	22		27	27	75.0	24	4	17		21	58.3				1.7	15	
建 築	2	8	7			7		50.0	1	2		3	3	60.0	6	6			6	60.0				1.7	3	
小 計	42	172	32	95		4	131	76.2	22	57		3	82	62.6	74	13	37		50	38.2				2.6	37	
計	135	53	7	30		37		76.7	3	19		22	22	52.6	22	3	16		19	27.8				3.6	12	
社 会 人 員 考 査	一般事務	11	289	27	162	14	17	220	76.1	8	36		44	44	20.0	22	3	9		12	5.5				18.3	10
	心 理	2	100	7	55	10	4	76		1	13		14	14	50.0	8	1	5		6	25.0				4.0	5
	総合土木	2	15	3	3		6		66.7	1	5		2	8	80.0	3	2			3	30.0				3.3	3
	小 計	15	319	34	173	15	20	242	75.9	14	42		58	58	24.0	34	6	10		18	7.4				13.4	16
	一般事務	11	108	10	59	10	4	83		4	15		19	19	25.4	12	3	5		8	9.2				10.8	15
	工業(機械)	2	268	18	132	13	10	173	64.6	5	37	2	44	44	57.1	22	5	9	2	16	42.9				2.3	7
	工業(電気)	1	100	3	52	11	3	69	77.8	3	1		4	4	71.4	4	3			3	28.6				3.5	2
	総合土木	1	9		6		7		80.0	1	7		8	8	66.7	8	4			4	33.3				3.0	3
	小 計	15	301	22	151	15	11	199	66.1	9	49	2	61	61	30.7	38	8	15	2	25	12.6				8.0	22
	短大卒業程度	行政以外	3	102	3	54	11	3	71		1	16	2	19	19	37.9	11	1	5	2	8	10.3				9.7
高 校 卒 業 程 度	一般事務	6	35		22	4		26	74.3	8			8	8	30.8	8	1			1	3.8				26.0	1
	総合土木	2	23		14	4		18		5			5	5	100.0	5	1			1	66.7				1.5	1
	小 計	3	4		3		3		74.4	8	3		11	11	37.9	10	1	2		3	10.3				9.7	2
	一般事務	12	39		22	7		29	74.4	8	3		11	11	30.7	10	1	2		3	10.3				9.7	2
	小中学校事務	12	23		14	4		18		5			5	5	55.6	5	1			1	25.4				3.9	14
	警察事務	4	63		1	2	60	63	77.8	1	34	35	33	36.4	33		1	15	16	13.6				7.3	4	
	小 計	22	41		5	30	35	35	72.1	3	68	71	43.0	66	11	4	4	2	25	19.4				5.2	25	
	行政以外	4	137		1	9	92	102	83.3	1	52	53	46.1	49	2	2	2	2	25	66.7				1.5	7	
	小 計	4	18		2	15	15	15	83.3	1	12	12	80.0	11	2	2	2	2	2	66.7				1.5	7	
	計	26	247		2	14	164	180	72.9	3	80	83	46.1	77	2	2	2	2	2	23.3				4.3	32	
障 害 の 有 る 人 を 対 象 と し た 試 験	一般事務(身体)	10	16		5	7	12	75.0	3	3	6	50.0	6	2			2	16.7					6.0	2		
	一般事務(精神)	2	4		1	2	3		61.3	1	1	1	47.4	1	1			2	10.5					9.5	2	
	警察事務(身体)	1	31		14	1	4	19	66.7	2	9	2	100.0	2	2			1	50.0					2.0	1	
	警察事務(精神)	1	9		3	1	1	5	100.0	1	1	1	33.3	1	1			1						1		
	小 計	14	1		1	2	2	2	67.9	12	6	18	50.0	18	5	4	1	5	13.9					7.2	5	
総 計	208	1,859	113	978	55	230	1,376	74.0	59	427	8	100	594	43.2	490	34	201	5	45	285	20.7				4.8	214
		738	27	383	38	115	563		11	184	3	59	257		223	8	98	2	29	137					102	

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。
 ・下段は女性で内数
 ・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

(参考)

第3表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	89	71	105	119	122	118	133	144	184	145	135
	人 申込者数 (A)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)	1,125 (428)	1,076 (409)	1,144 (434)	984 (377)	882 (352)	884 (370)	900 (350)
	人 受験者数 (B)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)	763 (291)	725 (287)	783 (316)	724 (289)	658 (270)	677 (262)	690 (276)
	人 最終合格者数 (C)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)	144 (69)	141 (68)	170 (83)	192 (95)	219 (126)	193 (94)	192 (92)
	% 受験率 (B/A)	63.7	65.9	60.0	65.9	67.8	67.4	68.4	73.6	74.6	76.6	76.7
	倍 競争倍率 (B/C)	7.7	9.2	5.2	4.6	5.3	5.1	4.6	3.8	3.0	3.5	3.6
	人 採用者数 (D)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)	115 (51)	112 (56)	146 (69)	152 (70)	163 (93)	151 (73)	137 (63)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	46	34	57	65	75	69	80	89	125	97	93
	人 申込者数 (A)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)	846 (345)	784 (319)	839 (337)	756 (302)	680 (278)	689 (302)	728 (297)
	人 受験者数 (B)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)	588 (236)	533 (226)	584 (250)	570 (239)	509 (214)	521 (208)	559 (239)
	人 最終合格者数 (C)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)	91 (51)	79 (46)	107 (64)	118 (69)	154 (98)	131 (74)	142 (73)
	% 受験率 (B/A)	62.1	65.2	58.3	64.3	69.5	68.0	69.6	75.4	74.9	75.6	76.8
	倍 競争倍率 (B/C)	9.9	13.3	6.6	5.9	6.5	6.7	5.5	4.8	3.3	4.0	3.9
	人 採用者数 (D)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)	68 (34)	60 (36)	89 (52)	87 (46)	112 (69)	95 (53)	100 (51)

(注) ()内は女性で内数

第4表 令和3年度広島県警察採用試験実施状況

試験区分	職種	採用予定人員 名程度	申込者数 (A)			第1次試験						第2次試験						第3次試験						最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人						
			受験者数 (B)			合格者数 (C)			受験者数			合格者数 (D)			受験者数			合格者数 (E)			最終合格 率(E/B)										
			大	短	他	計	(B/A)	大	短	他	計	(C/B)	大	短	他	計	(D/B)	大	短	他		計	大			短	他	計			
第1回	警察官 A (男性)	60	339			339	71.7	308			308	90.9	262	194	194	57.2	179	93		93	27.4				62						
	警察官 B (男性)	16	400	9	26	255	72.5	7	9	92	108	37.2	101	5	49	20.3	56	2	3	23	9.7				11						
警察官	警察官 A (女性)	13	161	101		101	62.7	93			93	92.1	59	46	46	45.5	41			20	19.8				13						
	警察官 B (女性)	5	145	1	8	76	58.6	1	3	22	26	30.6	23	1	13	16.5	13			7	8.2				4						
	計	94	1,179	450	34	331	0	815	69.1	409	12	114	0	535	65.6	445	245	6	62	0	313	38.4	289	115	4	29	0	148	18.2	5.5	90
第2回	警察官 A (男性)	19	255	130		130	51.0	72			72	55.4	65	43	43	33.1	40			20	15.4				19						
	警察官 B (男性)	26	347	6	8	214	65.7	5	5	105	115	50.4	109	3	1	31.1	67			27	11.8				23						
警察官	警察官 A (女性)	6	88	36		36	40.9	21			21	58.3	20	12	12	33.3	11			6	16.7				4						
	警察官 B (女性)	10	145	1	7	83	62.8	1	2	42	45	49.5	41	1	1	30.8	25			10	11.0				8						
	計	61	835	173	15	297	0	485	58.1	99	7	147	0	253	52.2	235	59	2	93	0	154	31.8	143	26	2	35	0	63	13.0	7.7	54
警察官 総計		155	2,014	623	49	628	0	1,300	64.5	508	19	261	0	788	60.6	680	304	8	155	0	467	35.9	432	141	6	64	0	211	16.2	6.2	144
			539	139	15	159	0	313		116	5	64	0	185		143	59	2	39	0	100		90	26	2	15	0	43		29	

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者を含む、短大の欄に記載の数は高専を含む、高校の欄に記載の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(2) 主な採用試験日程及び試験会場
令和3年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。
(公告順)

試験区分	受験案内・申込書配布開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験合格発表	第2次試験	第2次試験合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官試験	3月1日(月) ～ 4月13日(火)	3月1日(月) ～ 4月13日(火)	5月9日(日)	5月18日(火)	5月29日(土) ～ 5月30日(日)	6月8日(火)	7月7日(水) ～ 7月13日(火)	8月4日(水)	第1次試験 県立広島大学 広島キャンパス	第2次試験 広島県警察学校	第3次試験 広島YMCA国際 文化センター
大学卒業程度試験 行政 (一般事務B)	5月13日(木) ～ 6月2日(水)	5月13日(木) ～ 6月2日(水)	6月20日(日)	7月2日(金)	7月13日(火) ～ 8月3日(火) 7月13日(火) ～ 7月19日(月)	7月21日(水)	8月10日(火) ～ 8月12日(木)	8月11日(水) ～ 8月20日(金)	【広島会場】 県立広島大学 広島キャンパス 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス	広島YMCA国際 文化センター	広島YMCA国際 文化センター
短大卒業程度試験 (総合士木)	5月13日(木) ～ 6月2日(水)	5月13日(木) ～ 6月2日(水)	6月20日(日)	7月2日(金)	7月13日(火) ～ 8月3日(火)	—	—	8月11日(水)	県立広島大学 広島キャンパス	広島YMCA国際 文化センター	—
第1回 社会人経験者試験	5月13日(木) ～ 6月2日(水)	5月13日(木) ～ 6月2日(水)	6月20日(日)	7月9日(金)	7月31日(土) ～ 8月1日(日)	8月6日(金)	8月22日(日)	8月27日(金)	【広島会場】 県立広島大学 広島キャンパス 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス	広島YMCA国際 文化センター	広島YMCA国際 文化センター
第2回警察官試験	7月2日(金) ～ 8月31日(火)	7月2日(金) ～ 8月31日(火)	9月19日(日)	9月28日(火)	10月9日(土) ～ 10月10日(日)	10月19日(火)	11月10日(水) ～ 11月16日(火)	11月25日(水)	【広島会場】 県立広島大学 広島キャンパス 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島YMCA国際 文化センター
短大卒業程度試験	7月2日(金) ～ 9月7日(火)	7月2日(金) ～ 9月7日(火)	9月26日(日)	10月8日(金)	10月21日(水) ～ 10月27日(火)	—	—	11月8日(月)	広島YMCA国際 文化センター	広島YMCA国際 文化センター	—
高校卒業程度試験	7月2日(金) ～ 9月7日(火)	7月2日(金) ～ 9月7日(火)	9月26日(日)	10月8日(金)	10月21日(水) ～ 10月27日(火)	—	—	11月8日(月)	【広島会場】 広島YMCA国際 文化センター 【福山会場】 広島県東部総務事務所	広島YMCA国際 文化センター	—
障害のある人を 対象とした試験	7月2日(金) ～ 10月1日(金)	7月2日(金) ～ 10月1日(金)	10月31日(日)	11月11日(木)	11月24日(水) ～ 11月26日(金)	—	—	12月3日(金)	広島県J Aビル	広島YMCA国際 文化センター	—
第2回 社会人経験者試験	8月30日(月) ～ 9月22日(水)	8月30日(月) ～ 9月22日(水)	10月17日(日)	10月29日(金)	11月13日(土) ～ 11月14日(日)	11月19日(金)	11月28日(日)	12月3日(金)	【広島会場】 広島県J Aビル 【東京会場】 航空会館 (東京都港区)	広島YMCA国際 文化センター	広島YMCA国際 文化センター

(3) 受験資格等

令和3年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他
大学卒業程度 行政(一般事務B)		平成4年4月2日から 平成12年4月1日までに生まれた者など	—	—	—
		平成7年4月2日から 平成12年4月1日までに生まれた者など	—	—	※①
社会人経験者 短大卒業程度 総合土木		昭和37年4月2日以降に生まれた者	—	—	—
		平成4年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた者 平成12年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた者	—	—	—
高校卒業程度 総合土木		平成12年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた者 平成14年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた者	—	—	—
		平成3年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた者	—	—	※②
障害のある人を 対象とした試験 第1回警察官		平成元年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた者	男性	警察官A(男性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 上記以外の者
			女性	警察官A(女性)	
			男性	警察官B(男性)	
			女性	警察官B(女性)	
第2回警察官		平成元年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた者	男性	警察官A(男性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和4年3月末日までに卒業見込みの者 上記以外の者
			女性	警察官A(女性)	
			男性	警察官B(男性)	
			女性	警察官B(女性)	

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。) イ 地方公務員法(昭和25年法律第281号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 申込日時時点で、学歴区分に応じた定める職務経験年数を満たす者

※② 次の全てに該当する者

ア 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 イ 活字印刷又は点字による出題に対応できる者

※③ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を令和4年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※④ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

令和3年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

（知事部局）

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
6月20日(日)	情報（大学卒業程度）	12人	2人
10月17日(日)	情報（社会人経験者）	13人	2人
9月26日(日)	職業訓練指導員	16人	4人

（警察本部）

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
7月18日(日)	警 察 官 術科指導員	4人	4人
7月18日(日)	警 察 官 航空機操縦士	20人	1人

（選考試験の計）

受 験 者 数	合 格 者 数
65人	13人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行 政 職 等	81人	81人
教育委員会	行 政 職	23人	23人
警察本部	警 察 官 等	42人	42人
合 計		146人	146人

（注）任命権者への委任分を除く。知事部局等には企業局，病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページやSNSを活用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 説明会の開催等

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、3つの説明会を開催した。例年は県庁や東京事務所において対面方式で開催しているが、令和3年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止

のため、令和2年度に引き続き全てオンラインにより開催した。

全職種を対象とした「広島県職員採用ガイダンス」については、令和4年3月15日及び16日に開催し、知事メッセージの動画配信、採用試験制度・両立支援制度の説明、各局の職員との意見交換を行った。参加者は、延べ924名であった（複数局の職員との意見交換の重複を含む。）。

技術職・専門職を対象とした「広島県職員しごと説明会」については、令和4年2月24日～25日に開催し、合計73名が参加し、職種ごとに職員との意見交換を行った。

社会人経験者などを対象とした「C-Café」については、参加者からの意見や事務効率化の観点からガイダンスと日程・広報等を統合し、令和4年3月15日及び16日の夜間(19:00～20:30)に開催し、合計44名が参加し、採用試験制度の説明、社会人経験者試験により採用された職員との意見交換等を行った。

エ 試験制度説明の実施

県内・県外の大学等の訪問やオンライン説明会への参加、合同就職説明会等に出席して、試験制度や県行政についての説明等を行った。

(6) 採用試験における危機管理

ア 新型コロナウイルス感染防止対策

採用試験の延期や中止は、各任命権者の翌年度の職員採用に大きな影響が生じるほか、受験者の受験機会や進路選択にも影響を及ぼしうるため、感染拡大のリスク対応と、実施方法の工夫などによるリスク回避の両面から、各時点において検討を行った。

採用試験を実施する際には、会場における感染拡大を防止するため、県の対処方針やガイドラインの内容に沿って、第1次試験、第2次試験それぞれにおいて、必要な感染防止対策を実施した。

イ 天候、公共交通機関遅延等への対応

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、台風接近などにより当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合には、危機管理監や气象台からの情報収集などを行った上で、前日・当日朝の各時点での参集体制、判断する事項やメルクマール、受験者への周知方法などを整理して、不測の事態に備えている。

2 職員の昇任

令和3年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	2				2
部 長 相 当 職	16	3	2	2	23
課 長 相 当 職	51	4	3	8	66
担当監・参事相当職	128	24	10	14	176
主 査 相 当 職	72	10	20	42	144
合 計	269	41	35	66	411

(注) 警察本部については警察官を除く。

給 与 関 係 業 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、令和3年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、23,326人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の50.6%を占め、以下行政職25.0%、公安職22.1%、医療職1.2%、研究職1.2%の順となっている。

(令和3年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		23,326	40.8	18.9	82.1	5.4	12.5	0.0	59.2	40.8
行政職給料表		5,832	42.7	21.1	70.3	9.3	20.4	-	63.8	36.2
公安職給料表		5,152	38.2	17.9	63.0	3.9	33.1	0.0	89.5	10.5
教育職給料表(二)(ロ)		3,920	43.0	20.5	96.1	3.4	0.5	-	52.6	47.4
教育職給料表(三)(イ)		7,878	39.8	17.3	95.3	4.7	0.0	-	39.3	60.7
研究職給料表		271	43.9	21.2	99.6	-	0.4	-	78.2	21.8
医療職給料表(一)		45	39.0	15.4	100.0	-	-	-	80.0	20.0
医療職給料表(二)		147	41.9	17.6	94.6	5.4	-	-	36.1	63.9
医療職給料表(三)		81	36.9	14.2	98.8	1.2	-	-	6.2	93.8

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で2,080円(0.5%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは医療職給料表(三)で13,293円(3.9%)減少している。

(単位:円)

給料表	区分	令和3年4月	令和2年4月	増減額	増減率
全給料表		386,985	389,065	△2,080	△0.5%
行政職給料表		375,377	377,389	△2,012	△0.5%
公安職給料表		368,603	367,748	+855	+0.2%
教育職給料表(二)(ロ)		419,783	422,572	△2,789	△0.7%
教育職給料表(三)(イ)		389,110	392,238	△3,128	△0.8%
研究職給料表		405,930	406,452	△522	△0.1%
医療職給料表(一)		820,804	819,484	+1,320	+0.2%
医療職給料表(二)		369,977	366,528	+3,449	+0.9%
医療職給料表(三)		324,661	337,954	△13,293	△3.9%

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1, 221 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	282	133	105	44
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	26	11	8	7
製 造 業	117	49	48	20
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	52	28	14	10
卸 売 業 , 小 売 業	21	13	7	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業, 物品賃貸業	14	10	4	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医療, 福祉, サービス業	52	22	24	6

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、閉鎖が判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 59 所あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の令和 3 年 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 87 円 (0.02%) 上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 ((A) - (B)) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
381, 147 円	381, 234 円	△87 円 (△0.02%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレズ方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5, 832 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5, 605 人 (平均年齢 43.4 歳) である。

イ 民間における特別給 (ボーナス) の支給状況

令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の 4.31 月分 (事務・技術等従業員) に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A 1)		373,927 円
上半期 (A 2)			372,897 円	271,686 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)		791,352 円	479,076 円
	上半期 (B 2)		818,060 円	492,822 円
特別給の支給割合	下半期	$\frac{B1}{A1}$	2.12 月分	1.76 月分
	上半期	$\frac{B2}{A2}$	2.19 月分	1.81 月分
	年 間 計		4.31 月分	3.57 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.45 月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和3年10月8日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告

ア 令和3年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 月例給

本年の職員給与が民間給与を87円上回っているものの、職員給与と民間給与との較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、本年は改定を行わないことが適当である。

(イ) 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.45月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.31月分)を上回っていることから、年間の支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月とする必要がある。

支給月数の引下げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にし、期末手当から差し引くこととし、本年度については、3月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月分と12月分の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げる必要がある。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

(ウ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく特別給の改定については、職員の給与水準を引き下げる内容であるため、国家公務員の改定に準じて、本年4月に遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することが適当である。なお、令和4年度以降の特別給の改定については、令和4年4月1日から実施することが適当である。

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 定年引上げに伴う今後の給与制度の見直し

本年、政府は定年の引上げに伴い、当分の間の措置として60歳を超える国家公務員の給与水準を60歳前の7割に設定する一方、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、給与制度について、人事院において行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額等についての検討の状況を踏まえ、定年の段階的な引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずることとされている。

本県においても、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、本県の昇給制度の実態等を踏まえつつ、国の動向に合わせて、今後の給与制度の見直しについて検討を行う必要がある。

(イ) 会計年度任用職員の期末手当

会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員の例により常勤職員の期末手当と同じ支給月数としているところであるが、会計年度任用職員には勤勉手当が措置されていない状

況を勘案し、当分の間、常勤職員の特別給の改定率を考慮して支給月数を定めることが適当である。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた特別給の引下げを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（内容抜粋）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 令和3年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

a 令和4年3月期

期末手当の支給割合を0.2月分（再任用職員にあっては、0.1月分）とすること。

b 令和4年6月期以降

(a) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分（再任用職員にあっては、0.2月分）とすること。

(b) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.825月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分（再任用職員にあっては、0.2月分）とすること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

a 令和4年3月期

期末手当の支給割合を0.25月分とすること。

b 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

a 令和4年3月期

期末手当の支給割合を0.25月分とすること。

b 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきた。全国的に公務員の人材確保が依然として厳しい状況にある中、令和3年度の大学卒業程度試験においては、行政（一般事務A）等では、前年度を上回る受験者を確保することができ、これまでの取組による一定の成果も現れている。

一方で、過去数年の受験者数の推移をみると全体として減少しており、また、一部の技術系職種については人材確保が困難な状況が続いている。今後の若年人口の減少の進展やデジタル人材などの単独で育成が困難な人材の確保を進めることなどを踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、試験制度の研究・改善を行うとともに、採用される職員の有する経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

また、任期付職員の採用等で外部人材を確保し、必要な民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことも重要である。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした、民間企業を含めて採用活動の見直しが進んでいることから、こうした変化にも対応して、選ばれる組織となるよう、オンライン説明会やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した効果的な広報活動等を展開していく必要がある。

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための改善に努めているところである。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が進行する中において、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用していくことが求められる。

各任命権者においては、引き続き、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが重要である。

(ウ) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを向上していくことが求められる。

各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結びつくOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JT、他団体との人事交流等を通じ、採用から退職まで計画的な人材育成により個々の職員の能力を最大化させるとともに、管理監督層のマネジメント力向上を図り、職員の多様な能力や個性が生かされる組織風土の形成に取り組んでいる。

こうした取組を効果検証の上、人材育成の効果を高めていくとともに、オンライン方式の活用により、テレワークの増加など働き方の多様化にも対応した効果的なOJTやOff-JTを進めていくことが必要である。

(エ) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展や新型コロナ危機など、本県を取り巻く環境は日々変化し、県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした変化に対応し、行政ニーズに応じていくためには、従来どおりの視点や画一的な考え方ではなく、新しい視点や多様な背景を持った職員が協力し、課題解決に取り組んでいくことが求められる。

(女性の活躍の推進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、これまでに、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。

知事部局、教育委員会等においては令和2年度から、警察本部においては令和3年度からの特定事業主行動計画を策定したところであり、定めた目標の達成に向けて、今後とも着実に取組を進めていくことが必要である。

(障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要であり、障害者雇用の推進することは各任命権者の責務である。

令和3年度からは、新たに常勤職員として知的障害者及び精神障害者の採用を行ったところである。各任命権者においては、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方などについて個別に検討の上、障害者が、職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必要がある。

(会計年度任用職員の勤務環境等の整備)

会計年度任用職員制度については、令和2年4月に制度を導入し、各任命権者において制度運用が行われているところである。

今後もそれぞれの職の状況を適切に把握し、他の都道府県や国の非常勤職員との均衡を踏まえつつ、意欲を持って働くことのできる環境等を整えていくことが必要である。

性差、障害の有無、各々が抱える事情や勤務形態の違いなどにより、そもそも職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。後述する働き方改革の取組の推進などを通じて、この差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けて

いくことが重要である。

イ 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

また、昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、官民を問わず、テレワークや時差出勤など柔軟な働き方が広がり始めていることから、本県においても、こうした状況を踏まえながら勤務環境の整備を進めていく必要がある。

(ア) 時間外勤務の縮減等

- a 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められているところである。

令和2年度の時間外勤務は、教育委員会と警察本部において前年度より減少したが、知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策業務などのため、前年度より増加した。

知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策の業務を担う職員について、長時間勤務を是正するために大規模な対策が実施されたものの、結果として、長時間勤務が常態化している。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その場合であっても、上限を超える時間外勤務は必要最小限とするとともに、職員の健康の確保に最大限の配慮を行わなければならないものである。

上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮する必要がある。

また、職員の健康に配慮する観点からすれば、長時間勤務の常態化を早急に是正することが必要である。

長時間勤務の常態化、特に上限を超える時間外勤務の常態化を是正するためには、徹底した業務の精選・合理化等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に見合った人員配置を行う必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し必要な指導及び助言を行っていく。特に、知事部局については、長時間勤務の常態化が早急に是正されるよう、状況を注視しつつ、必要な指導及び助言を行っていく。

- b また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

令和2年度における県立学校教員の長時間労働の状況については、前年度と比較

して一定の改善はみられるものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っている。

教育委員会では、令和2年に、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則、月45時間、年360時間とすることなどを定めた「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定し、併せて、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定するとともに、「学校における働き方改革取組方針」を改定して、令和4年度までの目標を定め、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

今後、より一層の教員の負担軽減につなげ心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、引き続き、教員の勤務実態を十分に把握した上で、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」などに基づき、長時間労働の解消に向けた学校における働き方改革を着実に進め、勤務環境を改善していく必要がある。

- c さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(イ) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

知事部局及び教育委員会においては、令和2年度に行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

警察本部においては、前計画における課題を踏まえ、本年度から令和7年度末までを計画期間とする新たな計画が策定され、これに基づく取組が進められているところであり、計画に掲げる目標の達成に向け、取組を進めていく必要がある。

中でも、男性職員の育児休業については、各任命権者において取得を促進する取組が行われているものの、警察本部と教育委員会では取得率が低い水準に留まっており、職場環境により取得率に差が生じている状況である。

国においては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の拡充に向けた動きがあり、その中で育児休業の取得回数制限の緩和に併せて、期末手当及び勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないように措置されるところである。

本県においても、男性職員の育児休業の取得を促進するため、各職場の実情に応じて取得しやすい環境整備を進めるとともに、国に準じて期末手当及び勤勉手当における所要の措置を講じる必要がある。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい働き方の推進

コロナ禍において、「新しい生活様式」に対応した新たな働き方が求められる中、各任命権者において、業務効率化や両立支援の観点を踏まえ、県庁働き方改革や広島県行政デ

デジタル化推進アクションプランなどにより、WEB会議やテレワークの推進など、様々な取組が進められている。

今後、紙書類を前提とした業務慣行を改め、ペーパーレス化・ペーパーストックレス化の促進やコミュニケーションツールの充実を図るなど、勤務環境のデジタル化に向けた取組を行うことにより、テレワーク等の柔軟な働き方をより一層推進していく必要がある。

ウ 職員の健康管理等

(ア) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや専門職員の配置など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(イ) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、昨年6月には、パワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、パワー・ハラスメントの防止に係る要綱の整備等を行うとともに、「懲戒処分の指針」の改正などを行っており、職員による相談件数が増加しているところである。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

(ウ) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

エ 高齢層職員の雇用と定年引上げ

地方公務員の定年の引上げに関して、国家公務員法等改正案が本年4月に国会に提出され、継続審議とされていた地方公務員法改正案とともに本年6月に成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

高齢層職員の能力と経験を活用し、令和5年度からの定年の引上げに係る諸制度の円滑な導入を図るため、地方公務員法に規定する均衡の原則を踏まえて、組織全体としての活力を維持

する役職定年制，中長期的な観点に立った採用その他の人事管理，給与に関する措置等について早急に検討するなど，所要の準備を進めていく必要がある。

また，地方公務員法の改正に伴い，定年前再任用短時間勤務の制度が設けられるとともに，暫定再任用制度が経過措置されており，今後も再任用職員の増加が想定されることから，各任命権者においては，意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し，その能力や経験が最大限発揮されるよう環境整備に努めていく必要がある。

オ 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で，多くの職員は，県職員としての使命を果たすべく，真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら，依然として職員によるわいせつ・セクハラ事案は後を絶たず，横領事案や薬物使用事案など重大な非違行為が発生しており，このような状況は，公務員，ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり，極めて遺憾である。

各任命権者においては，規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが，引き続き，事案毎に原因分析を行い，その結果に基づき，不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また，職員においては，一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し，法令遵守はもとより，高い倫理観のもと，県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 令和3年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 月例給

本人事委員会が令和3年10月8日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（以下「勧告」という。）」に基づき、改定は見送られた。

イ 特別給

勧告のとおり改正された。（令和3年12月27日適用）

(2) 会計年度任用職員の期末手当

勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当の支給月数が改正された。（令和4年4月1日適用）

審 查 關 係 業 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する審査請求

事案なし

(2) 勤務条件に関する措置の要求

事案なし

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

令和3年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(令和3年度)

申出人の任命権者	件数
知事	3件
教育委員会	1件
警察本部長	0件
受託分	2件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例（昭和41年広島県条例第24号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（令和4年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（令和3年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭41.10.3	令3.4.9（役員）
広島県教職員組合	法人	昭41.10.3	令3.4.7（役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭41.10.3	令4.2.15（役員）
全広島教職員組合	法人	平1.12.28	なし
広島県非常勤職員労働組合	非法人	令2.8.31	なし

職員団体の登録状況（受託分）

（令和4年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（令和3年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭42.4.6	令3.12.20（役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平16.2.13	令3.12.10（役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平17.2.15	令3.11.5（規則・役員）
世羅町職員労働組合	法人	平18.4.7	令3.11.19（役員）
熊野町職員労働組合	非法人	平24.12.10	なし
北広島町職員労働組合	非法人	令3.2.10	令4.3.7（役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第52条第4項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲（県分）

本 庁

令和4年3月31日現在

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 総括監 審理監 課長 担当課長 デジタル県庁推進担当課長 交通対策担当課長 高等教育担当課長 新型コロナウイルス感染症対策担当課長 医療機能強化担当課長 ため池・農地防災担当課長 建設DX担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任・主事（秘書課，行政経営管理課又は人事課の人事，給与，服務，職員団体担当）
会計管理部	会計管理部長 課長 出納 監察員 共通業務担当監 参事（会計総務課に置かれ 庶務又は予算を担当するもの） 主幹・主査（会計総務課の庶務，予算担当のうち，グループリーダー業務に従事するもの）

機関	職
教育委員会事務局	教育次長 理事 参与 部長 総括官 課長（室長を含む。） センター長 個別最適な学び担当課長 人事管理監 職員管理監 社会教育監 教育指導監 校務指導監 経営企画監 教育支援推進監 情報化推進監 不登校支援センター長 人材育成推進監 県立学校改革推進監 課長代理 副センター長 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用定数係長 行政係長 給与第一係長 給与第二係長 文化財保護係長 学校財務係長 振興係長 管理係長 主査（管理部経営企画担当，総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。），法務係及び秘書係に限る。），教職員課（企画調整係を除く。），学校経営戦略推進課（学校経営支援推進班学校推進担当に限る。） 管理主事 総務係（人事又は服務を担当するものに限る。），法務係，秘書係，教職員課（企画調整係を除く。）又は県立学校改革・学校働き方推進担当（学校の働き方改革を担当するものに限る。）の主任及び主事
選挙管理局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・主任（任用，給与勧告，公平審査等の事務担当）
監査委員事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査 統括監 監査管理監 参事（合同総務課）
労働委員事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事（合同総務課）
海区漁業調整委員事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保 健 所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長
動物愛護 センター	所長 総務課長
こども家庭 センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助第一課長 相談援助第二課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長 事業所長
広島港湾振興 事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修 センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪事務所	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文 書 館	館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長
縮 景 園	園長 副園長

機 関	職
美 術 館	館長 副館長 課長
三 次 看 護 専 門 学 校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健 福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者 更生相談所	所長
広 島 学 園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力 開 発 校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教 育 事 務 所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 管 理主事
みよし風土記 の 丘	所長 副所長
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生 涯 学 習 セ ン タ ー	所長 副所長 総務課長
図 書 館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴 史 博 物 館	館長 副館長 総務課長
高 等 学 校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中 学 校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 議会事務局の「課長代理」とは、総務課に置かれるものをいう。
- 2 知事部局の「参事」とは、参事のうち、総務課（公益法人の指導監督を担当するものを除く。）、秘書課、人事課、行政経営管理課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 3 知事部局の「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、行政経営管理課、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 4 教育委員会の「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 5 こども家庭センターの「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」とは、「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

令和4年3月31日現在

町名	議会事務局	町長部局	会計管理者 部局	教育委員会事務局	保育所 等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡 府中町	事務局長	部長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐(総務課) 人事研修係長 給与厚生 係長	会計管理者 室長 主幹	教育委員長 教育次 長 課長 主幹			監査委員事務局 福寿館長 環境セン ター所長 府中南交流センター館長 図 書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H31.4.1
海田町	事務局長 主幹	部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総 務課) 庶務係長(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センター所長 環境セン ター所長 図書館長 公民館長 ふるさ と館長 ひまわりプラザ館長・所長	校長 教頭 事務長	H29.5.1
熊野町	局長	部長 危機管理監 次長 参事 課長 室長 課長 補佐(総務課)	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			熊野団地防災センター長 熊野東防災交 流センター長 老人福祉センター所長 中央地域健康センター所長 くまの・こ ども夢プラザ館長 公民館長 図書館長 くまの・みらい交流館長	校長 教頭 事務長	R3.4.1
坂町	事務局長	技監 情報政策監 部長 副部長 課長 人事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	R3.4.1
安芸太田 町	事務局長	課長 室長 主幹・課長補 佐(総務課) 人事及び財政担 当	会計管理者 課長	教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター事務局長・ 課長 福祉事務所長 学校給食共同調理 場長	校長 教頭 事務長	R3.4.1
北広島町	事務局長	【支所】支所長 課長 参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐(総務課) 総務係長 行政管理係長 情報電算係長 財政係長 【支所】支所長	会計管理者 室長	副教育長 課長	保育所 長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長 豊平保健福祉総合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	R3.4.1
大崎上島 町	事務局長	課長 課長補佐(総務企画 課) 庶務係長	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	H28.4.28
世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐(総 務課) 支所長 課長 【支所】支所長	会計管理者	課長 室長	所長		給食センター所長 せらにしタウンセン ター所長	校長 教頭 事務長	H27.4.30
神石高原 町	事務局長	課長 調整監 課長補佐 (総務課) 支所長 課長 【支所】支所長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	R3.4.1

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管理職	職員等	改正年月日
複合	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長	会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長	会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者		H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 次長 課長	室長	R3. 4. 15
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者		H21. 5. 28
その他	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長		H22. 4. 30

(広域連合)

広域連合名	管理職	職員等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会議長 事務局次長 事務局次長 事務局次長 事務局次長	課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（令和4年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪事務所	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該 当 事 業 所	監 督 機 関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 事 委 員 会
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門学校 (広島高等技術専門学校を除く) 広島高等技術専門学校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 三次高等学校・三次中学校 広島高等学校・広島中学校 広島叡智学園高等学校・広島叡智学園中学校 高等学校 (三次高等学校, 広島高等学校及び広島叡智学園高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎を除く) 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却, 清掃又はと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(令和3年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19 件	103 件	1 件	123 件
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	1	2	3
衛生管理者選任報告	11	48	14	63
産業医選任報告	11	0	4	15
ボイラー性能検査	3	2	0	5
第一種圧力容器性能検査	6	5	0	11
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	0	4	0	4
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	1	0	1
ゴンドラの性能検査	0	0	0	0
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	1	0	0	1
クレーンの休止報告	1	0	0	1
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	4	0	1	5
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0

